

令和5年度
一般廃棄物処理実施計画
(ごみ処理・生活排水処理実施計画)

令和5年4月



安芸太田町

令和5年度 安芸太田町一般廃棄物処理実施計画

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第6条第1項及び安芸太田町廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成28年条例第19号）第7条第1項の規定に基づき、令和5年度の一般廃棄物処理実施計画を次のとおり定める。

安芸太田町長 橋本 博明

第1 ごみ処理実施計画

1. 対象区域及び区域内人口

(1) 対象区域

安芸太田町とする。

(2) 区域内人口

5,518 人

2. 一般廃棄物の発生量及び計画処理量

(1) ごみ（固形状一般廃棄物）

(t/年)

種 類	発生量	計画処理量	集団回収量
燃えるごみ	849	849	0
資源ごみ	161	161	46
燃えないごみ	44	44	0
プラスチックごみ	188	188	0
粗大ごみ (内一時多量ごみ)	107 (25)	107 (25)	0 (0)
不法投棄ごみ	1	1	0
流木及び枝葉・草	643	643	0

(2) 生活排水（液状一般廃棄物）

(kl/年)

種 類	発生量	計画処理量	自家処理量
し 尿	794	754	40
浄化槽汚泥	3,260	3,260	0

3. 一般廃棄物の処理主体

(1) ごみ

(t/年)

種 類	収集運搬	収集運搬 1,993	中間処理		最終処分等
			1,993		
燃えるごみ	委託(生活系)	419	直営(資源物)	848	委託(広島市) 安佐南工場 848
	許可(事業系)	323	直営(その他可燃)	1	
	直接搬入	107			委託(サーマル) 1
	不法投棄	0			
資源ごみ	委託(生活系)	124	委託(ビン)	29	委託(サーマル) 60
	許可(事業系)	10	委託(缶)	14	委託(容リ協) 29
	直接搬入	27	委託(古紙)	58	
	不法投棄	0	委託(布類)	60	
燃えないごみ	委託(生活系)	36	委託(陶器等)	11	委託(サーマル) 22
	許可(事業系)	1	委託(電池)	2	委託(全都清) 3
	直接搬入	7	委託(蛍光管)	1	委託(埋立) 11
	不法投棄	0	委託(小型家電等)	8	
			委託(可燃性残渣)	22	
プラスチック ごみ	委託(生活系)	117	委託(PET)	6	委託(サーマル) 182
	許可(事業系)	49	委託(その他プラ)	182	
	直接搬入	22			
	不法投棄	0			
粗大ごみ	直 営	35	委託(金属等)	54	委託(サーマル) 54
	直接搬入	72	委託(可燃性残渣)	54	
	不法投棄	1			
(内一時多量ごみ)	許 可	(25)	委託(金属等) (9)		委託(サーマル) (9)
			委託(可燃性残渣) (16)		
直接搬入ごみ	排出者持込	—	それぞれのごみに計上		
不法投棄ごみ	原則町搬入	—	それぞれのごみに計上		
流木及び枝葉・草	許可(町内) (町外)	606 37	許可(資源化)	643	
災害ごみ	可能な範囲で対応				

(2) 生活排水

(kl/年)

種 類	収集運搬	中 間 処 理	
		し尿・浄化槽汚泥処理	備 考
し 尿	許 可 754	委託(広島市) 754	広島市 西部水資源 再生センター
浄化槽汚泥	許 可 3,260	委託(広島市) 3,260	

4. ごみ処理計画

(1) 計画処理区域内人口・計画収集人口等

・計画処理人口 …………… 5,518 人

(2) 収集運搬計画

ア. 収集する廃棄物の種類

- ① 生活系ごみ
- ② 事業系ごみ
- ③ 流木及び枝葉・草
- ④ 不法投棄ごみ
- ⑤ 災害ごみ
- ⑥ その他

イ. 収集方法

① 生活系ごみ

家庭から排出されるごみ収集運搬は、次表のとおり一部を許可業者に委託し、区分して収集する。

許可業者については、ごみの排出量予想や排出実績などから、今後も既存の許可業者のみで適正な収集運搬が行える状態にあるため、原則として新規の許可は行わない。(ただし、道路等の公共土木施設の維持管理業務に伴い発生する一般廃棄物のみの収集運搬を行う場合を除く。)

燃えるごみ、資源ごみ、燃えないごみ、プラスチックごみ及び粗大ごみは指定場所での収集とし、特定家庭用機器廃棄物は戸別収集とする。

分類	収集	ごみの例
燃えるごみ	業者 委託	古紙類以外の紙、木くず、生ごみ等の燃やせるごみ
資源ごみ		缶、ビン、古紙類、衣類・布類
燃えないごみ		金属類、小型家電製品及び有害物、陶器・ガラス類、 その他不燃物
プラスチックごみ		PET ボトル、その他プラスチック
粗大ごみ		家具類、廃家電製品、自転車、農機具等の大型ごみ
特定家庭用機器廃棄物	町	エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機

燃えるごみは半透明の町指定ごみ収集袋、資源ごみ、燃えないごみ、PETボトル及びその他プラスチックは透明の町指定ごみ収集袋を使用して指定場所に排出する。ただし、資源ごみは、缶、ビン、古紙類及び衣類・布類を別々に詰める。

燃えないごみは、令和3年1月から4区分に細分化し、金物類、陶器・ガラス類、小型電化製品及び有機物、その他不燃物を別々に詰める。

令和4年4月より家庭ごみ指定袋の外袋を、燃えないごみ指定袋として使用可能としている。

PETボトルはプラスチックごみの指定袋に詰める。

ごみ処理手数料は指定袋代金に含まれる。粗大ごみは、粗大ごみ利用券による収集である。

令和5年4月より業者委託で収集された燃えるごみは、ごみ中間処理施設を経由せず、処理施設へ運搬する。またごみ中間処理施設に直接搬入された燃えるごみは、コンテナに入れ、処理施設へ搬出する。

料金は、次表のとおり。特定家庭用機器廃棄物については、収集運搬料金である。(以降、各種料金には消費税を含み、税率の変更がある場合、別途検討する。)

種類	仕様	容量	1袋又は1個当たりの単価
燃えるごみ(大)	半透明袋	30ℓ	35円
		18ℓ	20円
資源ごみ	透明袋	30ℓ	30円
燃えないごみ		30ℓ	50円
プラスチックごみ		45ℓ	30円
粗大ごみ利用券	1個あたり		400円
特定家庭用機器廃棄物	1台あたり		3,850円

特定家庭用機器廃棄物(テレビ、洗濯機・衣類乾燥機、冷蔵庫・冷凍庫、エアコン)の一部(注)を町が有料で指定引取場所へ収集運搬する。

(注)過去に販売したもの、買換えの際に引取りを求められたもの→電気販売店
上記以外のもの→町

なお家庭向けパソコンの回収・リサイクルについては、各メーカー及び一般財団法人パソコン3R推進協会を実施している。

② 事業系ごみ

事業所から排出されるごみは、当該排出者自らが安芸太田町大字穴のごみ中間処理施設に搬入し、町長の指示により処理を行う。ただし、自らが搬入できない場合は、町が許可した業者に収集運搬を依頼することができる。なお、区

分については、原則として家庭ごみと同じごみを対象とし、指定袋による料金徴収を行う。

令和5年4月より許可業者が収集した燃えるごみは、ごみ中間処理施設を経由せず、処理施設へ搬出する。

ごみ手数料は、指定袋を使用する場合は表1。

従量による場合は表2のとおりである。

表1 指定袋による場合

種 類	仕様	容量	1袋当たりの単価
450袋	半透明	450	103円
700袋		700	154円
900袋		900	206円

表2 従量による場合

種 類	10kg 単価
燃えるごみ	115円
資源ごみ	65円
燃えないごみ	115円
プラスチックごみ	140円
粗大ごみ	160円

③流木及び枝葉・草

中国電力（株）のダム・発電所用水池に流入する流木及び枝葉等と公共団体が管理する道路沿いの倒木及び枝葉・草等は、その都度、ダム・発電所・道路管理者及び草刈り業務を請け負った者の責任において、町が許可した業者のごみ処理施設に搬入し、処理を行う。

④不法投棄ごみ

不法投棄の清掃・回収により発生したごみの受入を実施する。

不法投棄ごみについては、原則として町による収集運搬とする。

⑤災害ごみ

災害及び復旧作業等により発生したごみ（浸水した家具、畳等）の受入を行う。自然災害を起因とする災害ごみについては、原則として町が収集運搬する。

⑥一時多量ごみ（引越し及び多量ごみ）

家庭から排出されるごみで、引越等により一時的に大量発生するごみの受入を実施する。

一時多量ごみについては、町から許可を受けた業者が収集運搬を行う。

⑦ その他

感染性廃棄物については、町で収集は行わないこととし、自己処理又は専門業者に委託して適正に処理することとする。

また、処分に支障を及ぼしたり、公害を発生したりするおそれがある廃棄物（適正処理困難物…タイヤ、農業用ビニール資材、鉄塊、コンクリート塊、廃油、塗料、農薬、動物用薬品、毒劇物、バッテリー、自動車、トナーカートリッジ、ガスボンベ・消火器等爆発の恐れのある物、家畜死体、家畜糞尿、汚泥、建設廃材）の全部又は一部について搬入を制限することがある。

ウ．収集回数

生活系ごみの収集回数は次のとおりとする。

種 類		収集回数
燃えるごみ		週 2 回
資源物ごみ	古紙類・衣類布類	月 1 回
	缶・ビン	週 1 回
燃えないごみ	金属類	週 1 回
	小型電化製品・有害物	
	陶器・ガラス類	
	その他不燃物	
プラスチックごみ	PET ボトル	月 1 回
	その他プラスチック	週 1 回
粗 大 ご み		年 4 回
特定家庭用機器廃棄物		年 4 回

ごみ収集日程表

曜	区 分	収 集 地 域
月		安芸太田町（一部地域を除く） 一部地域 【毎週木曜日】鹿籠頭 【電話連絡・水曜日】打梨，那須 【電話連絡・木曜日】横川，草尾
火	燃えるごみ	
水	プラスチックごみ	
木	資源ごみ (缶・ビン)・ 燃えないごみ	
金	燃えるごみ	
○収集日が休日の場合 → 原則次回収集日に対応。 ○冬季の対応 → 収集時、路面凍結等の状況を現地にて確認。 収集困難な場合は次回収集日等に対応。		

古紙類、衣類・布類及びPET ボトル

収 集 区 域	区 分	収 集 日
安芸太田町（一部地域を除く）	PET ボトル	第1月曜日
	古紙類、衣類・布類	第3月曜日
一部地域については、決められた曜日にまとめて回収する。		

※収集日が休日の場合、原則翌週とする。

粗大ごみ、特定家庭用機器廃棄物

収 集 区 域	区 分	収 集 日
安芸太田町全域	粗大ごみ	年4回（指定日）
	特定家庭用機器廃棄物	年4回（指定日）

(3) 中間処理計画

ア. 処理施設の概要

① 可燃ごみ中継施設

施設名 ポックルくろだお クリーンセンター

所在地 山県郡安芸太田町大字穴 1456 番地 1

直接搬入のごみのみコンテナに保管

② 粗大ごみ処理施設

施設名 ポックルくろだお クリーンセンター

所在地 山県郡安芸太田町大字穴 1456 番地 1

処理能力 9 t / 日

イ. 処理方式及び処理量

種 類	処 理 方 法	処 理 量 (t / 年)
燃えるごみ	広島市安佐南工場にて焼却委託 広島市での焼却が不可能な場合には、近隣市町にて焼却委託	生活系 事業系 委託による 搬出 不法投棄 } 848
	その他可燃は、民間業者に焼却委託し、熱回収 (サーマル)	その他可燃 1
資源ごみ	選別・圧縮等は町で実施、再生処理は業者に委託	金属類 14 ビン類 29 古紙類 58 布類 60
燃えないごみ	可燃性残渣は、民間業者に焼却委託し、熱回収 (サーマル) 陶器類は、埋立へ最終処分	陶器類 11 電池 2 蛍光管 1 小型家電 8 可燃性残渣 22
プラスチックごみ	選別・圧縮等は町で実施、PETボトルの再生処理は業者に委託 その他プラスチックは、民間業者に焼却委託し、熱回収 (サーマル)	PETボトル 6 その他プラスチック 182
粗大ごみ	種類ごとに選別・圧縮等は町で実施、金属類の再生処理は業者に委託	金属類 54 可燃性残渣 54
(内一時多量ごみ)	可燃性残渣は、民間業者に焼却委託し、熱回収 (サーマル)	資源化 (16) 可燃性残渣 (9)
不法投棄ごみ	種類ごとの選別・圧縮等。可燃性残渣は民間業者に焼却委託し、熱回収 (サーマル)	不法投棄 (1)
災害ごみ		(可能な範囲で処理対応)
流木及び枝葉・草	許可業者で処理	再生処理 643

(4) 最終処分計画

ア. 埋立処分施設の状況

燃えるごみの焼却処理は広島市へ委託する。広島市での燃えるごみ焼却処理が不可能な場合には、近隣市町へ委託し処理を行う。

また焼却委託できないその他の可燃性残渣は、民間業者へ焼却委託し熱回収を行う。

陶器・ガラスくず等の陶器くず（不燃物残渣）は、一般財団法人 広島県環境保全公社へ委託し埋立処分する。

この他に埋立処分する廃棄物は発生しないため、安芸太田町では最終処分施設を保有しない。

(5) 排出抑制のための方策

ア. 住民及び事業者に対する啓発

古新聞・古雑誌・ダンボール・空き缶等は、各地区廃品回収に出すようにするとともに再生ビン（リターナルビン）は、販売店と連携して再生利用するように努める。

また、特定家庭用機器廃棄物についても販売店等と連携して再資源化・再商品化を図る。

資源有効利用促進法に基づき、パソコンのメーカー等による回収・リサイクルに協力する。

イ. 町における方策

庁内の事務用紙、コピー用紙、トイレットペーパー等についてできるだけ再生品を使用する。

第2 生活排水処理実施計画

1. 対象区域及び区域内人口

(1) 対象区域

安芸太田町とする。

(2) 処理区域内人口

5,518 人

2. 計画収集人口等

(1) 計画収集人口 …………… 860 人

(2) 浄化槽人口 …………… 2,661 人

(3) 下水道人口 …………… 1,951 人

(4) 自家処理人口 …………… 46 人

3. 処理主体

排水等の種類	処理施設の種類	処理主体
生活雑排水 (し尿含む)	公共下水道処理施設	安芸太田町
	農業集落排水処理施設	安芸太田町
	合併処理浄化槽	各世帯、各事業所等
	単独浄化槽	各世帯、各事業所等
	自家処理	各世帯
し尿及び浄化槽汚泥	右記所有施設	近隣市町(広島市)

4. 収集運搬・処分計画

(1) し尿及び浄化槽

ア 収集方法及び収集回数

(ア) し尿及び浄化槽汚泥は、各戸収集方式を基本とする。

し尿収集は、毎月のし尿収集計画表に基づき、1回/月程度、各戸からの届出及び随時申込みにより収集する。

し尿及び浄化槽汚泥は、許可業者が収集する。

イ 処分及び運搬方法

(ア) し尿及び浄化槽汚泥は、広島市へ処分を委託する。

(イ) 西部水資源再生センターへの運搬は、委託業者が行う。

ウ 処分委託量

し尿 754 kl/年 浄化槽汚泥 3,260 kl/年

(2) 公共下水道

ア 公共下水道

	筒賀処理区	横川処理区	上殿処理区
下水道の種類	公共下水道	公共下水道	公共下水道
計画処理区域面積[ha]	50.1	7.0	40.0
計画目標年度	平成17年	平成12年度	平成22年度
計画処理量[m ³ /日]	580	320	480
処理方式	オキシデーションデイツ法	長時間アレーション及び接触酸化法	オキシデーションデイツ法
放流先	太田川	横川川	太田川
汚泥の処分方法	民間処理	民間処理	民間処理
供用開始年度	平成13年5月	平成13年7月	平成18年4月
計画処理人口[人]	1,040	9,010	1,140

	加計処理区	柴木処理区
下水道の種類	公共下水道	公共下水道
計画処理区域面積[ha]	46.0	10.0
計画目標年度	平成27年度	平成22年度
計画処理量[m ³ /日]	680	300
処理方式	オキシデーションデイツ法	オキシデーションデイツ法
放流先	太田川	柴木川
汚泥の処分方法	民間処理	民間処理
供用開始年度	平成19年4月	平成21年4月
計画処理人口[人]	1,412	1,020

注) 計画処理人口：下水道全体計画における処理区域内の計画人口

イ 農業集落排水処理施設

	殿賀処理区	坂原処理区
計画区域面積 [ha]	5.6	4.5
計画処理量 [m ³ /日]	162.0	27.0
処理方式	流量調整槽前置型嫌気性ろ床併用 接触ばっ気方式	沈殿分離層前置型接触ばっ気方式
放流先	江河内川	筒賀川
汚泥の処分方法	焼却処理	焼却処理
供用開始年度	平成8年7月	平成9年4月
全体計画処理人口 [人] (定住+流入人口)	593	98

	井仁処理区	田ノ尻処理区
計画区域面積 [ha]	3.2	2.6
計画処理量 [m ³ /日]	27.0	32.4
処理方式	沈殿分離層前置型接触ばっ気方式	沈殿分離層前置型接触ばっ気方式
放流先	田ノ尻川	太田川
汚泥の処分方法	焼却処理	焼却処理
供用開始年度	平成9年4月	平成10年6月
全体計画処理人口 [人] (定住+流入人口)	96	113

	本郷処理区
計画区域面積 [ha]	23.6
計画処理量 [m ³ /日]	626.4
処理方式	回分式活性汚泥方式
放流先	太田川
汚泥の処分方法	焼却処理
供用開始年度	平成12年11月
全体計画処理人口 [人] (定住+流入人口)	2,317

5 適正処理等の推進計画

(1) 適正処理の推進

一般廃棄物（し尿・浄化槽汚泥）収集・運搬業許可業者の指導・啓発を通じて適正なし尿等の収集・運搬を確保する。

(2) 合併処理浄化槽設置の推進

河川の水質汚濁防止と生活環境保全のために、小型浄化槽設置整備事業補助金制度の実施や定期的な広報・啓発活動を実施し、生活雑排水における水洗化の推進を図る。

ごみ処理関係

